

いじめ防止等基本方針 ＜令和6年度版＞

静岡県立科学技術高等学校
定時制課程

～ 目 次 ～

第1章 基本的な事項 P 1～ 3

第2章 組織の設置 P 4

第3章 いじめの防止 P 4～ 6

第4章 いじめの早期発見 P 6～ 7

※ 年間計画 P 8

第5章 いじめに対する措置 P 9～1 4

第6章 重大事態への対処 P 1 5

※ 関係機関連絡先 P 1 6

静岡県立科学技術高等学校（定時制）

いじめ防止等基本方針

第1章 基本的な事項

（静岡県教育委員会「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋）

いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」

子ども、保護者、教職員、地域住民等、全ての人の願いです。いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるもので。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがい

たり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつける必要があります。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考え方のもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

(1) いじめの未然防止 一健やかでたくましい心を育む—

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していくとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育していくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

○早期発見　—いじめはどの子どもにも起こりうる—

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切です。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど、連携して対応することが重要です。

○早期対応　—いじめられている子どもの立場に立って組織的に—

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。

(3) 関係機関等との連携　—専門家とつながる— (P16 参照)

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などにはく以下のようないいじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者等への周知

第2章 組織の設置

1 名称

いじめ対策委員会

2 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー

3 役割

- (1) いじめ防止等基本方針の策定
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめへの対応
- (4) 教職員の資質向上のための校内研修の企画と実施
- (5) 年間計画の企画と実施
- (6) 年間計画の進捗状況チェック
- (7) 各取組の有効性のチェック
- (8) いじめ防止等基本方針の検証・見直し

第3章 いじめの防止

1 いじめについての共通認識

平素からいじめについての共通認識を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の(1)～(7)のような基本認識を持たせる。

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- (7) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 未然防止の取組の重要性

- (1) 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになっている。そこには、すべての生徒を対象に、健全な社会性を育み、感謝の気持ちを持たせ、良いことは良い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方がある。
- (2) いじめが起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、「起きにくくするためには力を尽くす」という考えに立った取り組みをする。すなわち、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味も含めての未然防止策が重要である。

3 いじめに対する教職員の心構え

- (1) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教職員が生徒たちに愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えた温かいHR経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

- (2) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動も生徒の心情を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう危険性があることを理解しておく必要がある。逆に、教職員の温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることも理解しておかなければならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学しあい、意見交換をしていくことも大切である。そのためには、教職員間で互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が授業に参加し活動できるように工夫していく。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにして、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、自問自答するとともに、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

- (3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

4 いじめの防止に向けての手立て

- (1) HR経営等の教育活動を充実

- ア 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人ひとりの良さが發揮され、互いを認め合う集団づくりを行う。
- イ 生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある集団づくりを行う。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育成する。いじめは言葉によるものが多く、「キモイ」、「ウザイ」、「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。
- エ ルールや規範がしっかりと守られるような継続的な指導（特に年度初め）を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- オ アンケート調査や出欠状況等、客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度の活用による生徒の実態把握を行う。

力 自らのHR経営や教育活動の在り方等を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。

(2) 魅力ある授業の実践

ア 「自己決定」、「自己存在感」、「共感的人間関係」のある授業づくりを行う。

イ 「楽しい授業」、「わかる授業」を通じて、生徒たちの学び合いを保障する。

(3) 倫理観、道徳観の育成

ア 感謝の心、奉仕の精神等を持った豊かな人間性を育成する。

イ 思いやりや生命、人権を大切にする指導を実践する。

(4) 校内研修の充実

例 ・発達段階に応じた、いじめの心理についての学習

・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムの学習

・ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の学習、等

(5) 学校行事

ア 文化祭、体育祭、修学旅行等、様々な学校行事を通して、個々の生徒が達成感や感動、人間関係の深化が得られるよう、企画、実施、指導を行う。

(6) 生徒会活動

ア 生徒会活動によるいじめ防止のための呼びかけや自治的活動の取組を促す。

5 いじめ防止対策の検証・評価

いじめ対策委員会は年3回開催し、取組計画の進捗状況の確認、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

第4章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴え出しができない場合が多く、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくこうとする熱い行動力が求められる。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後等の生徒の様子に目を配るとともに、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

また、担任や教科担当、部活動顧問等が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有するとともに、チームで対処することが大切である。

2 いじめを発見する手立て

(1) 教員と生徒との日常の交流を通した発見

ア 休み時間や昼休み、放課後等の雑談の機会を利用し、目配りをする。

(2) 複数の教員の目による発見

ア 多くの教員による様々な教育活動を通した生徒への関わりを大切にする。

イ 休み時間や昼休み、放課後等の計画的な校内巡回を行う。その際、普段あまり人が入らない場所や生徒用トイレなど、気になる場所にも目配りをする。

- (3) アンケート調査
 - ア いじめ関係の項目を含めた「生活実態調査」等を計画的に行う。
- (4) 教育相談を通した把握
 - ア 年度当初や学期末等における面談、1分間カウンセリング等を通して、生徒理解に努める。
 - イ スクールカウンセラー等の活用を積極的に進める。
- (5) 保護者・地域との連携
 - ア 日頃から良好な人間関係を構築し、相談しやすく、協力を得やすい環境づくりに努める。
 - イ 相談や通報の仕方等について、学校HP、メール配信、プリント配布、保護者会等を利用して周知する。

3 生徒同士の人間関係を客観的な把握

クラスや部活動内での潜在化した人間関係のトラブルを発見するための、教員間の情報交換や各種調査により、実態を把握する。

- (1) クラスや部活動内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点等に気を付けて観察する。
- (2) 遊びやふざけあいのように見えるもので気になる行為があった場合は情報を共有する。

4 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- (1) いじめを訴え出ることは、人権擁護と命を守ることにつながる立派な行為であることの指導
 - ア 生徒や保護者と、日頃から良好な人間関係を築いておく。
 - イ 些細な情報であってもきちんと対応し、学年等の関係職員で情報共有する。
 - ウ 「心身の安全を守る」という教職員の姿勢を伝えるとともに、相談室等の一時的に避難する時間や場所を提供し、本人の心のケアに努める。
- (2) 家庭に対して、学校へのいじめの訴えや相談方法の周知
 - ア 担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
 - イ 教頭や生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等への相談方法を周知する。
- (3) 家庭に対して、関係機関（警察署、少年サポートセンター、医療機関（学校医）等）へのいじめの訴えや相談方法の周知
 - ア 配布物やメール配信等により、関係機関の連絡先を周知する。
 - イ 相談機関は秘密を厳守して、意向に沿った対応をしてくれることを周知する。

5 保護者や地域からの情報提供

いじめ問題に対する学校の考え方や取り組み、連絡方法等を、学校HPや配布物等により家庭や地域に周知し、共通認識に立ったうえでいじめの発見に協力を求める。

* 年間計画

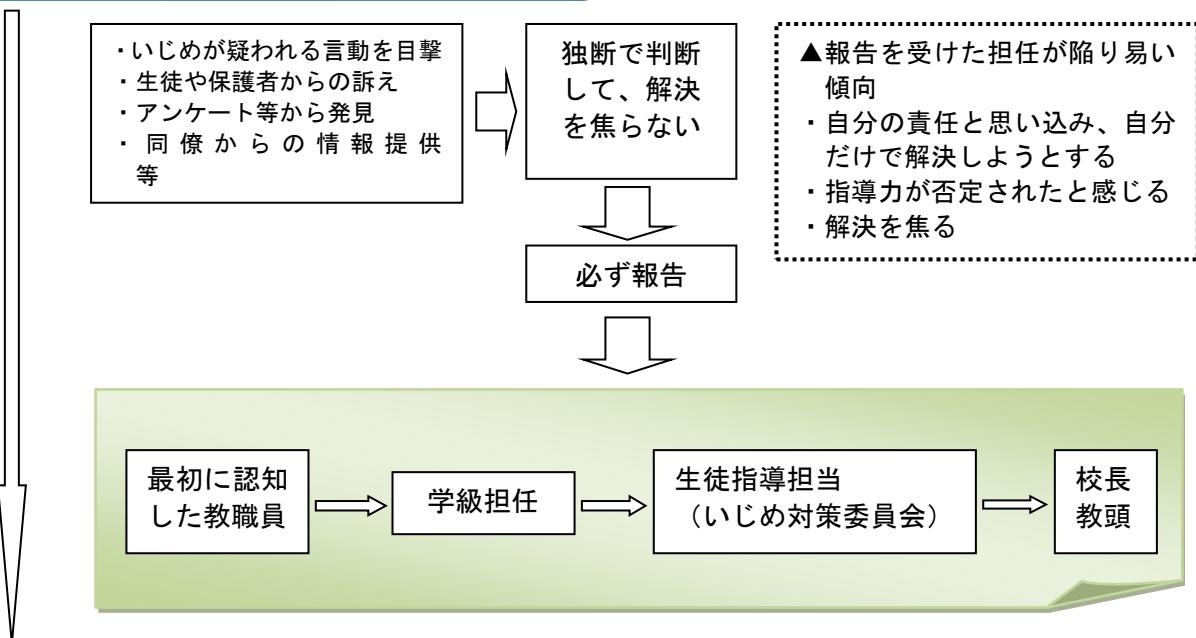
基本方針に沿って、以下の通り実施予定

	1年	2年	3年	4年	
4月	オリエンテーション 個人面談 相談窓口の周知	相談窓口の周知 個人面談	相談窓口の周知 個人面談	相談窓口の周知 個人面談	第1回いじめ対策委員会
5月	校外活動 防災訓練 1分間カウンセリングの実施 情報交換会	校外活動 防災訓練 1分間カウンセリングの実施	校外活動 防災訓練 1分間カウンセリングの実施	校外活動 防災訓練 1分間カウンセリングの実施	
6月	体育祭	体育祭	体育祭	体育祭	
7月	三者面談	三者面談	三者面談	三者面談	
8月					人権指導者研修会報告
9月	学校生活アンケート 個人面談 学校祭	学校生活アンケート 個人面談 学校祭	学校生活アンケート 個人面談 学校祭	学校生活アンケート 個人面談 学校祭	第2回いじめ対策委員会
10月	アンケート実施	アンケート実施	アンケート実施	アンケート実施	スクールカウンセラーによる相談技法研修
11月					
12月	映画教室 三者面談	映画教室 三者面談	修学旅行 映画教室 三者面談	映画教室 三者面談	
1月					
2月	合同文化祭 芸術鑑賞 スポーツ大会 三者面談	合同文化祭 芸術鑑賞 スポーツ大会 三者面談	合同文化祭 芸術鑑賞 スポーツ大会 三者面談	合同文化祭 卒業式	第3回いじめ対策委員会
3月					

5章 いじめに対する措置（いじめの発見から解決まで）

1 発見から指導、組織的対応の展開

①いじめの情報（気になる情報）のキャッチ



②対応チームの編成

校長（教頭）、生徒指導主事（主任）、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問等
※事案に応じて、柔軟に編成する。

③対応方針の決定・役割分担

- ア 情報の整理
 - ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴
- イ 対応方針
 - ・緊急度の確認 … 「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- ウ 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の生徒と全体への指導担当
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

④事実の究明と支援・指導

ア 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順に行う。

〈事情聴取の際の留意事項〉

- いじめられている生徒や、周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で事情聴取を行う。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、保護者に対し、学校が把握した事実を説明する。

注意

〈事情聴取の段階ではならないこと〉

- ▲いじめられている生徒といじめている生徒に対し、同じ場所で事情を聞くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせるこ。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

ア 被害者（いじめられた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、いじめられた生徒に対して寄り添って対応する。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教員が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら話を聴き、事実を確認していく。

【支援】

- 学校はいじめを絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように相談の仕方や相談しやすい教員の連絡先を教えておく。

注意

- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己否定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ 加害者（いじめた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。

【事実の確認】

- 対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。''

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教員との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通じて、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

ウ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動範囲や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- 学級活動や学校行事等を通じて、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

2 保護者との連携

(1) いじめられている生徒の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過を正確に伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

注意

※保護者の不信をかう対応

- ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」などと言う。
→事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
- ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲電話で簡単に対応する。

(2) いじめている生徒の保護者との連携

- 事情聴取後、保護者に来校願い、事実を経過とともに伝え、事実の確認をする。
- 学校は、事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えれる。
- 事実を認めなかつたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認した内容と学校の指導方針や生徒を思う信念を示し、理解を求める。

注意

※保護者の不信をかう対応

- ▲保護者を非難する。
- ▲これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- 年度当初から、保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や、指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

3 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の校則にある利用規定の意図、また生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめについて

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じること。

トラブルの事例

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

■メールでのいじめ

■ブログでのいじめ

■チェーンメールでのいじめ

■学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ



ネット上のいじめ特殊性による危険

◆匿名性により、自分だけは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■SNSから生じたいじめ

A君が友達数人に限定したサイト(SNS)だからと安心して、B君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、D君の知るところとなった。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれた。



◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい
◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子は携帯電話でも撮影されていた。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿された。



◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2) 未然防止対策

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

ア 保護者に伝えたいこと

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行い、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。
- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問い合わせ、即座に学校へ相談すること。

イ 情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。

- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

(3) ネット上の書き込みや画像等への対応

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。また、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。※学校非公式サイトの削除も同様

〈指導のポイント〉

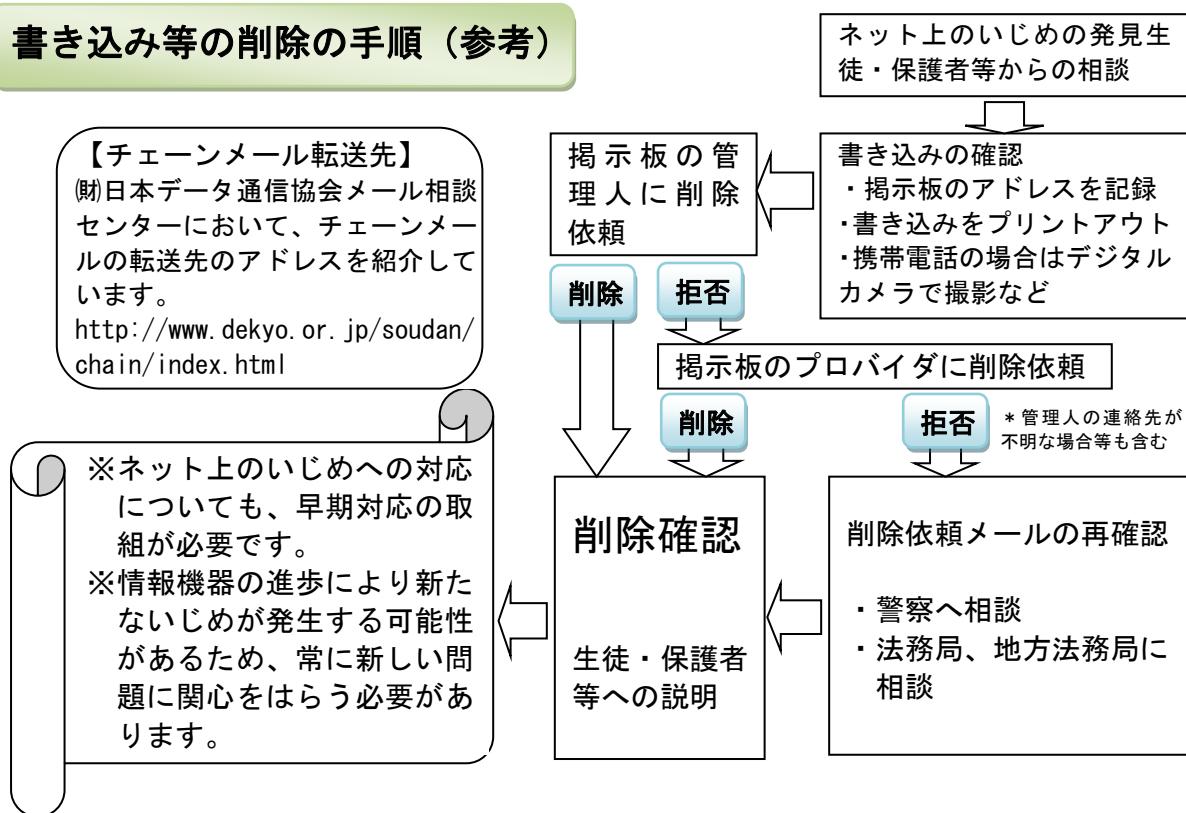
- 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

チェーンメールの対応

〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

書き込み等の削除の手順（参考）



第6章 重大事態への対処

1 学校による対処

(1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金銭を奪い取られた場合 等
- イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。
 - あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は県教育委員会に報告し、県教育委員会の判断のもと、速やかに県教育委員会、又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではない。

なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(3) 保護者への情報の提供

学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 報道への対応

- ア 情報の収集・広報の窓口を一本化する。
- イ 情報の公開等については、必要に応じて教育委員会の指示を仰ぐ。
- ウ 事実を正確に伝える（嘘、知ったかぶりは禁物）。ただし、生徒をはじめとする人間関係の人権（プライバシー）には十分配慮する。
- エ 誤った報道は訂正を要求し、しかるべき法的処置をとることも検討する。

※ 関係機関連絡先

	関係機関等	電話番号
公共機関	県教委高校教育課	054-221-3110
	静岡中央警察署 ・生活安全課 ・少年サポートセンター	054-250-0110
	静岡市児童相談所	054-275-2871
	静岡県人権啓発センター	054-221-3330
	静岡地方法務局 子供の人権 110 番	0120-007-110
	ハロー電話「ともしび」(静岡)	054-289-8686
医療機関	静岡市立病院	054-253-3125
	静岡済生会病院	054-285-6171
	[内 科]飯山内科クリニック	054-280-1180
	[内 科]佐々木内科循環器科	054-262-5811
学校連絡先	代表	054-267-1100